

●主催：兵庫手話通訳問題研究会/2022 年度兵通研集会 特別講演

日時：2022 年 6 月 5 日 14:40～16:00 会場：赤穂市民会館&オンライン

障害のある人の今と過去、そして近未来

障害者権利条約に学ぶ 通訳者一人ひとりに問われること

NPO 法人日本障害者協議会代表/きょうされん専務理事 藤井克徳

はじめに

- ・自己紹介
- ・講演のあらまし

I 障害のある人の今一看過できない事象

1. ウクライナ戦争と障害者

- 1) 情報が入ってこなかった現地の障害者の状況
- 2) 「何かできないか」と考え、詩を作る（3月6日、その日のうちに翻訳を依頼）
- 3) 現地の障害団体（ウクライナ障害者国民会議）につながる 情報の受信と支援金の送金
※詩の朗読①「連帯と祈り」

2. 優生保護法問題で新たな局面

- 1) 優生保護法問題とは 優生保護法の問題だけではなく、今に残る優生政策全体への影響
- 2) あらためて日本の優生政策をふり返る
 - ・優生保護法（1948 年～1996 年）
 - ・国民優生法（1940 年～1948 年） 優生保護法の前身
- 3) 優生保護法問題の本質
 - ・おびただしい犠牲者の数（優生手術 24,993 人 人工妊娠中絶手術 58,972 人）
 - ・障害関連法律への影響
 - ・優生思想の社会への蔓延（高校・保健体育の教科書の誤記述など）
- 4) 裁判の経緯と特徴
 - ・原告は 25 人（うち 4 人が死亡、高齢が原因と思われる）
 - ・地方裁判所の判決（6 例）、すべて原告側の敗訴
 - ・高等裁判所の判決（大阪と東京の 2 例） 二つの判決とも原告の勝訴
 - ・判決の特徴
- 5) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下、一時金支給法）の実施状況と評価

6) 高裁勝訴の新たな局面を迎えて

- ・国の動き
- ・原告・弁護団の動き
- ・支援組織の動き

7) その他

- ・画期的な明石市の優生条例の制定
- ・低調なメディア

※詩の朗読②「訣別」

3. その他の看過できない事象

- 1) 「やまゆり園」事件関連 再審請求（2022年4月上旬） 進む事件の風化
- 2) 精神医療における人権侵害裁判（身体拘束、社会的入院問題、新型コロナウイルス関連）
- 3) 「65歳問題」裁判
- 4) JR九州での駅の無人化問題裁判 大分県大分市
- 5) ALS患者の囑託殺人事件裁判 「尊厳死」「安楽死」問題とも関連しながら

II 障害のある人の過去

1. 「戦争と障害者」「優生政策」が最も激化したのはナチス・ドイツ時代

- 1) ナチス・ドイツの優生政策
 - ・遺伝性疾患子孫予防法（断種法 1933年制定 犠牲者は40万人）
 - ・「T4作戦」（価値なき生命の抹殺を容認する作戦 1939年命令発布）
- 2) 「T4作戦」の本質
 - ・対象者の基準（働けない者、兵隊になれない者）
 - ・医師の積極的な加担（人体実験の欲望）
 - ・ユダヤ人大虐殺のリハーサル

2. 日本の場合

- 1) 戦時下の障害者 「ごくつぶし」「非国民」呼ばわりの常態化
- 2) 傷痍軍人（戦争で傷ついた人）の圧倒的多数は精神障害

III 障害者権利条約で障害のある人の近未来を

1. 障害者権利条約（以下、権利条約）とは

- 1) 25項目の前文と50箇条の本則
- 2) 2006年の国連総会で採択

3) 日本の批准（政府としての承認 法的な効力を有することに）は 2014 年 1 月

2. 制定過程の特徴 くり返された「私たち抜きに私たちのことを決めないで」

3. 内容の特徴

1) 固有の尊厳

2) 「他の者との平等を基礎として」 このフレーズは、権利条約に 35 回登場

3) 新たな障害者観 医学モデルと社会モデル 社会モデルにもっと重心を

4) 合理的配慮

5) アファーマティブアクション

4. 権利条約と手話

1) 権利条約の制定過程での手話に関する特徴的な動き

2) 手話に関する条文

①第 2 条 定義

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

②第 9 条 施設及びサービス等の利用の容易さ

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

(e) 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。

③第 21 条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会の確保

(b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

(e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

④第 24 条 教育

3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

(b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

4 締約国は、1 の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。

⑤第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

4 障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聾文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。

5. 権利条約をめぐる当面の動き

1) 比準した国による国連での会議 年に一回 6月

2) 権利条約の進捗状況についての国連での審査 日本の初審査が本年8月開催予定

IV 兵通研関係者のみなさんへの期待

1. 学ぶ
2. つながる
3. 伝える
4. 動く

V むすび

◆添付資料

資料1 障害者権利条約公定訳全文

資料2 詩「連帯と祈り」

資料3 詩「訣別」

資料4 朝日新聞切り抜き

◆お勧めの書籍

『えほん障害者権利条約』（汐文社 2015）

『わたしで最後にしてーナチスの障害者虐殺と優生思想』（合同出版 2018）

岩波ジュニア新書『障害者とともに働く』（共著）（岩波書店 2020）

JDブックレット5『障害のある人の分岐点』（やどかり出版 2021）